



2025年6月19日

各 位

会 社 名 ホリイフードサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 明久
(コード番号 3077)
問合せ先 取締役統括本部長 大貫 春樹
電 話 (029) 233-5825

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月28日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第43期定時株主総会において現行定款の事業年度変更に係る議案が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更と定款変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営成績を適切に開示することで経営の透明性を向上させることを目的として、当社の事業年度を毎年12月1日から翌年11月30日までの1年に変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 3月31日

変更後：毎年 11月30日

決算期変更の経過期間となる第44期は、2025年4月1日から2025年11月30日までとなる予定です。

3. 今後の見通し

決算期（事業年度の末日）の変更は、2025年6月27日開催予定の第43期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。また、第44期の業績見通しにつきましては、2025年6月19日付「決算期（事業年度の末日）変更に伴う通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年2月に、定時株主総会の基準日を毎年11月30日に、中間配当の基準日を毎年5月31日に、それぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、第44期事業年度は、2025年4月1日から同年11月30日までの8か月間となるため、附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。（下線は変更部分を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> | <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>11月30日</u>の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> |
| <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集する。</p> | <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>2月</u>にこれを招集する。</p> |
| <p>(事業年度)</p> <p>第30条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までとする。</p> | <p>(事業年度)</p> <p>第30条 当社の事業年度は、毎年<u>12月1日から翌年11月30日</u>までとする。</p> |
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>(剰余金の配当)</p> <p>第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>5月31日</u>の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>附則</u></p> <p><u>第30条（事業年度）の規定にかかわらず、2025年4月1日から始まる第44期事業年度は、2025年11月30日までの8か月間とする。なお、本附則は、第44期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p> |

(3) 日程

第43期定時株主総会 2025年6月27日（予定）

定款の効力発生日 2025年6月27日（予定）

以 上